

浜松市告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第51条第1項の規定により指定医療機関等から指定の辞退があったので、同法第55条の3第3号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

浜松市長 中野 祐介

指定医療機関等の名称又は氏名	指定医療機関等の所在地又は住所	辞退年月日
水上形成外科美容クリニック	浜松市中央区佐鳴台五丁目 26番15号	令和8年3月13日